

寒川町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 8 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 19 号

寒川町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則(平成 12 年寒川町規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に改める。

第 3 条第 5 項中「(居宅サービス基準省令第 106 条第 1 項に規定する基準該当通所介護)」を削り、同条第 6 項中「100 分の 90」の次に「(法第 49 条の 2 第 1 項又は第 59 条の 2 第 1 項の規定が適用される場合にあつては 100 分の 80、法第 49 条の 2 第 2 項又は第 59 条の 2 第 2 項の規定が適用される場合にあつては 100 分の 70)」を加える。

第 4 条第 1 項中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改める。

第 6 条第 3 項第 3 号中「第 51 条」の前に「同令」を加え、同条第 6 項第 3 号中「法第 7 条第 17 項」を「法第 8 条第 12 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 7 条」を「前条」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われたこの規則による改正前の寒川町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則第 3 条第 6 項

の規定による特例居宅介護サービス費等の額については、なお従前の例による。